

**令和 7 年度 包括外部監査
結果報告に対する対応状況と考え方**
(対応状況表)

(佐世保市)

令和 8 年 6 月末日

区分	件数	対応状況	
			件数
指摘	0 件	対応済	件
		措置済	件
		措置中	件
		検討中	件
		維持	件
意見	49 件	対応済	8 件
		措置済	6 件
		措置中	6 件
		検討中	17 件
		維持	12 件
評価	24 件		

【対応状況の区分】

- 措置済 指摘・意見を付された処理について修正するための処置を講じたものや、指摘・意見の内容に係る具体的事象（事業）等が滅失（廃止）したもの。
- 対応済 指摘・意見がなされたこと（当該手段や手法等）が、既に監査結果報告時点で、実行されているもの。
- 対応中 指摘・意見を付された処理について修正するための処置を講じること決定し、現在、処置を講じているもの。
- 検討中 指摘・意見に対し、今後改善策を整理するに当たり、当該部局においてその検討を行うとするもの（改善策の具体的措置の決定まで至っていないもの）。
- 維持 包括外部監査人の指摘・意見に対し、現在の状況・手法が当該指摘・意見を満たしている、既に効果的・効率的であると認識しているとするもの。包括外部監査人の指摘・意見に対し、意見を異にするもの。

令和7年度 包括外部監査結果報告に対する対応状況表（総括表）

テーマ：高齢者福祉に関する財務・事務執行

管理 No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	措置状況・対応案		担当部局	担当課
				対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など		
1	評価	83	介護予防プランナー研修会は、年に3回の頻度で例年実施されており、その内容についても概ね好評を得ている。また、オンライン参加にも対応しDVDの配布も行い、参加のハードルが低いという点も事業として評価されるべきである	評価	－	保健福祉部	長寿社会課
2	意見	83	介護予防プランナー研修会の参加者数はほぼ横ばいであり、参加率は高いとまではいえない。プランナーの質の向上という課題を解決するために、研修会の更なる質の向上に加えて、参加率の向上に向けた取組を行っていくべきである。	維持	介護予防ケアマネジメントを担当する職員のうち8割に当たる職員が研修会に参加しています。また、当研修会は、介護予防ケアマネジメントを担当する職員が所属する地域包括支援センターと共同で企画して実施しており、研修内容は、課題に応じてた内容となっております。研修会には、参加できない職員については、地域包括支援センター内で研修の復命を行っており、マネジメント担当者のOJTとして、地域包括支援センター内に所属する主任介護支援専門員が担当して、質の向上にも努めています。	保健福祉部	長寿社会課
3	意見	85	介護予防プランナー研修のアンケート結果において、事業内容や対象者のイメージについて関係者間の共通認識が十分ではない状況が課題として挙げられている。佐世保市として、課題解決に向けて関係各機関と更に連携を強化していただきたい。	対応済	地域包括支援センターとの連絡会を月に1回行うことや事業所とは毎年説明会を実施し、市の課題や施策の方向性について共有する機会を作っております。資料については、常に閲覧できるよう市のホームページ上に公開し確認できる対策も行っております。また、年数回事業所と地域包括支援センターを対象にした教室の関係者向けの研修会も実施しており、その中で共有を図っております。	保健福祉部	長寿社会課
4	意見	117	夜間訪問介護においては、令和5年度、計画と実績の比が69.2％となっている（実績値見込み）。令和6年度以降は計画値が10となっているが、仮に令和5年度の実績値（9）のまま推移したとしても、計画比は9割にとどまる。一定の需要がある事業であるから、実績が低迷した原因を確認すべきである。	対応済	夜間対応型訪問介護においては、令和4年度から令和5年度にかけて15人の利用者が9人に減ったことについては、新型コロナウイルスの影響で、通所系サービスから訪問系サービスに一時的に流れていた利用者が、感染症が落ち着いてきたため、通所系サービスや24時間の対応が可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護、入所施設に移られたことが主な理由です。 利用対象者が少ないことから、数人の異動により、大きな割合の変動となります。 なお、夜間対応型訪問介護は、令和9年の制度改革により、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に統合される予定です。	保健福祉部	長寿社会課
5	評価	135	生活援助員派遣事業は、生活援助員の派遣時間内の緊急時対応のみならず、派遣時間外の対応制度も整備されており、適切に事業が実施されている。	評価	－	保健福祉部	長寿社会課

No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当部局	担当課
6	意見	144	配食サービス事業においては、令和６年度実績からは、特定の事業者を受注が集中している状況が見受けられ、当該事業者が本事業から撤退した場合、本事業の継続に支障を来すおそれがある。 また、主に離島・山間部において、配食不可の地域が存在する。配食サービスは、高齢者の栄養面への配慮のみならず、見守り機能としての役割もあるため、市としても配食サービスの空白地域がなくすよう努力すべきである。	検討中	配食する事業者は、配達エリアや食事の内容により利用者が選ばれており、配達エリアが広い事業者が比較的多く受けられている状況です。令和8年度から新たに1事業者が参入したため、特定の事業者が撤退した場合の一定の代替は可能となったと捉えています。 現在の受託事業者に対して、これまでも空白地域へエリア拡大の相談を行っているところですが、場所によっては移動に時間がかかることから配達員を新たに雇用する必要があり、現在利用者がいない空白地帯を埋めるためだけに、人材確保やそのための委託料を上げることは、困難な状況です。 空白地域の方から配食の相談があれば、委託事業者にその都度配食の可否を確認し配食を行っていますが、仮に配食サービスが提供できない場合は、民間の配食と併せ訪問介護等の他のサービスや緊急通報システム事業の利用を促すことで見守りの面で十分な対応ができると考えています。	保健福祉部	長寿社会課
7	意見	145	住宅改修支援事業においては、計画を越える実績が続いている。需要の表れであると考えられるから、より多くの助成ができるように、計画値をより増加させる方向で見直すとともに、必要な人員や予算も確保すべきである。	対応済	計画策定期の令和５年度は、コロナ禍により利用が低迷しており、回復が見通せない状況だったため、令和６年度以降、結果として計画値より実績が増加しています。 今後も、利用状況をみながら、必要な人員や予算確保に努めてまいります。	保健福祉部	長寿社会課
8	意見	151	離島介護サービス渡航費等支援事業については、介護保険サービスガイド等へ掲載しているが、支援を必要とする者に周知がなされているか不明である。離島地域の要介護認定者等に対して事業を周知する書面の送付、ケアマネジャーを通じての情報提供など、本事業の支援を必要とする者に適切な周知がなされるよう広報に努めていただきたい。	対応済	ケアプランを作成する「居宅介護支援事業所」や「地域包括支援センター」に対し十分に周知しているところです。今後も、本事業の支援を必要とする者に適切な周知がなされるよう広報に努めてまいります。	保健福祉部	長寿社会課
9	意見	152	離島・中山間地域における介護サービスの利用者負担軽減制度は利用が低迷しており、今後も実績が減少していくことが見込まれる。中長期的な需要・必要性を検討するとともに、需要が存在するのであれば利用が増えるように需要の掘り起こしを検討すべきである。	維持	離島や中山間地域に住んでいる方に介護サービスを提供する事業者に対し、所定単位の１５％を上乗せして算定できる特別地域加算というものがあり、利用者負担についても増額となります。そのため、低所得者に対しては利用者負担軽減制度により、負担軽減を行っております。 対象地域にお住いの利用者の減少に伴い、実績も減少しますが、離島や中山間地域で介護サービスを利用する方にとっては必要な制度であり、事業を継続してまいります。	保健福祉部	長寿社会課
10	意見	156	いきいき元気食事作り教室事業の参加実績は良好である。調理内容にも工夫を凝らし、男性限定コースを設けるなどの取組も行われている。需要の高さが伺えることから、現在の年２回から従来の年３回実施に戻すことも検討していただきたい。	検討中	より効果的な事業の実施方法や対象者の選定などについては、事業の企画担当課と今後も協議を継続していく予定です。	保健福祉部	長寿社会課
11	意見	160	介護者リフレッシュ事業においては、測定可能な指標を定めなければ本事業の費用対効果を検証することが不可能であるため、アンケートの実施に際しては、介護に対するストレス等の解消について段階評価で質問することが望ましい。また、費用対効果が不明確なのであれば、他の事業への転換等について検討を進めるべきである。	検討中	アンケートの内容については、参加者が毎年変わり、経年でストレス変化を見れるものではないと考えております。費用対効果も含め、介護負担やストレスが強いと思われる方に紹介している「介護者こころの相談」や、認知症カフェ等他の事業への転換も検討し、事業自体を見直す予定です。	保健福祉部	長寿社会課
12	意見	160	介護者リフレッシュ事業においては、広報活動が十分に行われていない様子が伺える。本事業による支援を必要とする者に情報が周知されるよう広報活動に工夫を凝らしていただきたい。	維持	在宅介護者と関わる機会が多い居宅介護支援事業所や、通所介護事業所にもチラシを配布し、より対象となる方に声掛けをしていただけるようにしております。	保健福祉部	長寿社会課

No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当部局	担当課
13	意見	162	徘徊高齢者家族支援サービス事業については例年利用者数は横ばいであり、利用者が固定化していると推測される。徘徊高齢者が端末を携帯しないと機能しないシステムであり、構造上、その効果は限定的と言わざるを得ない。また、認知症高齢者等見守りシールの無料配布が行われているが、広報を積極的に行っている様子は尙えず、市民の認知度は低いと推測される。認知症高齢者等見守りシールの認知度向上に努めるとともに、警察・地域包括・民生委員・事業者・住民等と連携し、徘徊者の見回りネットワークの構築を図るなど、更なる事業の拡大を検討していただきたい。	検討中	介護サービスの福祉用具貸与にもGPS機器の貸与があることから、徘徊高齢者家族支援サービス事業におけるGPS機器の貸与を継続するのか検討します。また継続する場合において、貸与機器の拡充を検討します。 佐世保市認知症高齢者見守り支援事業は、行方不明になるおそれのある認知症高齢者などをあらかじめ登録し、関係者がその危険性を理解したうえで、地域全体で見守るネットワークをつくり、強化していくことを目的としています。また、万が一行方不明になった場合には、地域の協力を得て早期発見につなげられるよう、関係機関との連携体制を構築し、認知症高齢者等の安全確保とご家族などへの支援を図っています。 市民の認知度が低いことは課題と考えており、令和7年度に啓発普及のためのチラシを作成し、認知症を考える講演会での配布や居宅介護支援事業所等ケアマネジャーへの配布等を実施しました。また民児協や認知症サポーター養成講座などにおいてもちらしの配布を実施予定しております。 見守りシールについては配布を行っていますが、「見守りシールそのものの認知度向上」を目的とするのではなく、「見守り支援事業全体の周知」に重点を置いて取り組んでおります。 また、令和7年度、市内警察署、各地域包括支援センター、認知症疾患医療センターや認知症対策検討会で現状の共有を行い、ネットワークの強化を図っております。引き続き、警察・地域包括支援センター・民生委員・事業者・住民の方々と連携し、見守りネットワークの一層の充実・強化、及び認知症高齢者見守り支援登録の普及に努めていきたいと考えております。	保健福祉部	長寿社会課
14	評価	171	介護食づくり教室事業においては、「かんたん編」と「くわしく編」に分けるなど工夫を凝らしている様子が伺え、教室の参加者の満足度も良好である。アンケートも適切に実施しており、参加者のニーズを踏まえて事業の改善も試みられている。教室の参加目的に「仲間づくり」を挙げている者も少なくなく、教室自体が介護に関わる者の交流の場としての役割も担っている。	評価	－	保健福祉部	長寿社会課
15	意見	172	介護食づくり教室事業においては、参加者70人中男性1名のみと、ほぼ女性だけが教室に参加している状況であるが、男性の需要も少なくないと思われる。男性を対象にした広報や、男性だけが参加する回を設けるなど、男性の参加者を増やすための取組を行っていただきたい。	検討中	より効果的な事業の実施方法や対象者の選定などについては、事業の企画担当課と今後も協議を継続していく予定です。	保健福祉部	長寿社会課
16	評価	174	おむつ購入費支援事業は非課税世帯の家計負担の解消の一助となっているところ、需要を見越した予算の確保も適切になされている。今後も、支給要件等の見直しも含め、適切に事業を継続していただきたい。	評価	－	保健福祉部	長寿社会課
17	評価	179	訪問指導事業においては、訪問数の目標を概ね達成できており評価できる。 なお、佐世保市では令和7年度以降、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体化実施と併せて健康生活アンケートを実施予定であり、関連する他事業との一体化実施を行うことは効率的であり評価できる。 実際に送付したアンケートは内容に過不足なく、関連する事業に係る教室等の案内も行っている。オンラインでの回答も可能となっており評価できる。 今後は、高齢者相談管理システムも活用して情報の分析を行い、より良い訪問指導事業が構築できるよう対応することを期待する。	評価	－	保健福祉部	長寿社会課

No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当部局	担当課
18	評価	181	高齢者相談管理システムを導入することで、業務の効率化、適切化を図ることができており、評価できる。	評価	－	保健福祉部	長寿社会課
19	意見	181	高齢者相談管理システムにおいては、委託先事業所とのデータ連携もできるようである。地域包括支援センターの役割も比重を増してきているなか、同センターとの連携強化という観点が重要になってくると考えられる。予算の問題等もあるが、地域包括支援センターの高齢者相談システムの利用、データの連携も検討すべきである。	検討中	高齢者相談管理システムにおけるデータ連携については、地域包括支援センターの業務効率化に効果がある手法のひとつととらえております。 一方で、地域包括支援センターは各センターにおいて異なるシステムを導入・運用しており、それぞれの包括のシステムに応じた対応が必要となります。 つきましては、業務効率化及び連携強化のためのデータ連携について、各地域包括支援センターの意見を確認しながら、具体的な手法など、今後研究してまいります。	保健福祉部	長寿社会課
20	意見	182	今後、対応困難ケースが増加することが見込まれるため、地域包括支援センターの対応方法を統一すること、必要に応じて地域包括支援センターへの指導を行うことを早急に対処する必要があると思料する。	検討中	地域包括支援センターでの困難ケースの対応方法については、定例会の実施やマニュアルの調整などを行いながら、指導も含めて随時整理しているところです。 対応方法を統一することについては、それぞれの地域の特性を踏まえ、各地域包括支援センターにヒアリング等を行いながら検討してまいります。	保健福祉部	長寿社会課
21	評価	186	認知症地域支援推進員事業については、概ね事業の目標は達成できているようであり評価できる。	評価	－	保健福祉部	長寿社会課
22	評価	189	認知症に関する検査実施者は増加傾向に推移しており、その点は評価できる。また、医療機関やサロン、地域包括支援センターなどの支援につながっており、その点も評価できる。今後も必要な支援を行っていただきたい。	評価	－	保健福祉部	長寿社会課
23	意見	190	認知症予防プログラムを実施する脳活教室は良いものであると思われるが、今後の継続は、実際の効果等を分析し慎重に判断していく必要があると思われる。	維持	脳活教室の前後で認知機能の評価を行っています。 R6年度の脳活教室は、教室前後の認知機能の評価にて、81.5％が維持・改善であり、認知機能の維持・向上に効果があったと考えます。 R7年度以降も、教室前後の実施評価を行いながら、プログラムの内容や対象者等の見直しを随時行っていきます。	保健福祉部	長寿社会課
24	意見	192	認知症初期集中支援推進事業においては、目標値を割合で設定し達成できているが、市も把握しているように実数が伸びないことが問題点であるため、目標値としては相談件数の実数等にすべきであると思料する。	検討中	長寿社会課、地域包括支援センターにおいては、初期集中支援事業の対象者としてあげずとも、認知症に関する相談については総合相談の中で対応しており、相談内容に応じて認知症地域推進員とも連携しながら支援を行っています。 現状として、初期集中支援事業の対象として把握される方は、認知症の「初期」段階というよりも、さまざまな要因により課題が複雑化した困難事例が中心となっており、そのことが事業対象者数（実数）の伸びにつながっていない一因であると認識しております。 一方で、初期集中支援事業は、支援が必要な方を早期に医療・介護等の専門的支援につなげ、「住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続ける」ことを実現するための重要な事業であると考えております。 ご指摘のとおり、相談件数等の実数は、地域における認知症支援の実態や支援体制の機能状況を把握する上で有用な指標となり得るものであり、今後、目標設定にあたっては、これら相談件数等も参考指標として検討してまいります。	保健福祉部	長寿社会課

No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当部局	担当課
25	意見	192	認知症初期集中支援推進事業においては、令和６年以降は体制が定着しているが、これまでの経緯から認知症地域支援推進員の入れ替わりが激しい原因を分析し、その対策をしていく必要があるのではないか。	対応済	すでに分析しており、その対策の成果として現在、４名体制で定着しています。	保健福祉部	長寿社会課
26	意見	192	認知症初期集中支援チームは、受理した相談に対して適切に対応できており評価できる。 一方で同チーム自体が能動的にケースを発見するものでないとするば、市が今後の方針として掲げる「早期に認知症高齢者やその家族に関わるような支援体制を整えていく」ことが早急に必要なのではないか。	検討中	「早期に認知症高齢者やその家族に関わるような支援体制を整えていくこと」の必要性については、重要であると認識しております。 長寿社会課および地域包括支援センターにおいては、認知症初期集中支援事業の対象者としてあがってこない場合であっても、認知症に関するご相談については日頃の総合相談の中でお受けしており、相談内容に応じて認知症地域支援推進員とも連携しながら、必要な支援につなげているところです。 一方で、認知症初期集中支援事業そのものについては、必要な方に適切にご利用いただけるよう、周知・啓発の取組を今後一層強化していく必要があると考えております。 「早期に認知症高齢者やその家族に関わるような支援体制」を実現するためには、認知症初期集中支援事業に限らず、対象となる方やご家族の多様なニーズに応じて、さまざまな事業やインフォーマルサービスを組み合わせて活用できるような施策の充実が重要であると考えております。今後とも関係機関と連携しながら、支援体制の強化に努めてまいります。	保健福祉部	長寿社会課
27	評価	194	認知症ケアパスについては、他自治体のそれに比して見やすく評価できる。現状、考える配布先には配布できているものと思われるが、さらに普及することが望ましい。	評価	－	保健福祉部	長寿社会課
28	評価	197	市が目指す「認知症になっても地域で暮らし続けられるまちづくり」のためには、市民が認知症についての理解を深めることが重要であると考えられるところ、積極的に普及啓発活動ができており、評価できる。今後も最新の情報を踏まえて、同様に施策を行っていくことが望ましい。	評価	－	保健福祉部	長寿社会課
29	意見	201	高齢者虐待防止について、市でも把握しているが、家族や近隣知人等、普段から身近に接している者の通報が多くはない状況である。通報件数の推移を今後も注視し、よりよい普及啓発活動が行えるよう今後も引き続き検討を行うことが望ましい。	検討中	今後は、テレビやラジオ等のメディアを通じた広報活動も検討していきたいと考えます。	保健福祉部	長寿社会課
30	評価	202	養護者による虐待防止については、令和４年１月からは、緊急受理会議を地域包括支援センターも参加し開催するようになり、通報のあった個別の事例については適切に対応できているようであり、評価できる。 その他、地域包括支援センターごとに虐待ケースとして挙げるのかの基準に差があることに對しても、市内の全地域包括支援センターに定例コアメンバー会議に参加してもらうことで、事例を通してスキルアップを図ったり、共通認識を持ってもらったりするなどの対策を行っており、評価できる。	評価	－	保健福祉部	長寿社会課

No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当部局	担当課
31	意見	203	高齢者虐待は過重な介護負担が背景で発生すること多いため、養護者への支援も重要となる。この点につき、今後事例の集積や分析を通じて、必要な支援を具体的に検討することが必要ではないか。 令和6年度は、市として「認知症の人と家族の会」の定例会に5回、講演会に1回、アルツハイマーデー街頭キャンペーンに1回参加したとのことである。今後も同様に参加することで、必要な支援を具体的に検討していったほしい。	対応済	高齢者虐待については、本市の傾向を分析しているところです。今後分析を踏まえ、養護者支援をしていきたいと考えます。	保健福祉部	長寿社会課
32	評価	204	市では、養介護施設従事者等による虐待に対して適切な対応を行っており、また、施設従事者等へ向けた高齢者虐待防止活動も適宜検討、対応を行っており、評価できる。今後、チラシの効果等を実証し、よりよい防止活動ができることを期待する。	評価	－	保健福祉部	長寿社会課
33	評価	205	高齢者虐待防止ネットワーク検討会を相当回数開催できており、またその内容も同検討会を開催する目的を達成できており、評価できる。市は、今後も要望の多い対面開催・事例検討・グループワークは継続して行う予定であり、根強く要望があるオンラインでの開催は今後検討していくとのことである。すべての要望を取り込むことは困難であるが、この検討会が今後より多くの関係者に参加いただけるよう、開催方法・開催時間などは適宜検討を続けることが望ましい。	評価	－	保健福祉部	長寿社会課
34	評価	208	認知症講演会の対象者を市民に絞り、検討会との役割分担を明確にしている点について評価できる。 なお、コロナウイルス感染症拡大の影響下である令和4年度はオンライン開催であったため参加しやすかったとの意見もあったとのことである。今後も市民のニーズに合わせて開催方法についても常に検討することが必要であろう。	評価	－	保健福祉部	長寿社会課
35	意見	213	市としては、今後、成年後見制度を利用すべき者が増えていくのではないかと予想している。毎年度、関係機関を集めて「情報交換会」を開催しており、事例を通して福祉事業所等と支援方針等の検討を行っており、その際に周知をしているが、他の手段も含め、2次相談機能の活用や周知をより徹底して行うことが望ましい。	措置中	情報交換会と別に「2次相談機能」の活用や周知を「中核機関パンフレット」を委託事業者である「社会福祉協議会」が作成し、令和8年度から、専門職関係機関、市の窓口、市役所庁内に広く周知を行っております。 今後、パンフレットによる広報だけでなく、関係機関の会議体や勉強会にアウトリーチを行うことで、権利擁護支援ネットワークの構築を図っていくこととしています。	保健福祉部	長寿社会課
36	意見	215	成年後見支援員については市民の関心の高さがうかがえる一方、具体的な活躍の場が現状ではまだ限られている。法人後見の支援員として活動してもらうことも含め、今後も引き続き、成年後見支援員の活躍の場の検討を続けることが望ましい。	措置中	成年後見支援員の活躍の場の検討を行うため、家庭裁判所書記官や協働運営の中核機関（市社会福祉協議会）と協議を行い、市の実情を踏まえた体制作りを行うこととしています。	保健福祉部	長寿社会課
37	意見	216	成年後見制度については、市が現在、まず法人後見の拡充に重点を置き、その支援員を務めてもらうことで、徐々に独立ができる体制づくりを目指していることは評価できる。 一方で、成年後見支援員の活用という観点からも、市民後見人の候補者の確保は課題であり、また、その後市民後見人候補者が安心して後見人業務を引き受けられるように、後見人支援機能の設置を早急に行うべきではないか。	措置中	後見人支援機能の必要性を踏まえる上では、先に「成年後見支援員」の活用、「法人後見」の新規設置があると考えております。 その為、家庭裁判所書記官や協働運営の中核機関（市社会福祉協議会）と協議を行うこととしています。	保健福祉部	長寿社会課

No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当部局	担当課
38	意見	219	後見人等の申立費用助成支援については高齢者・障がい者のいずれについても、利用が低迷していることから、この支援の必要性を再検討すべきであり、仮に必要性が存在する場合には、利用が低迷している原因を確認し、利用件数を増やすべきである。	検討中	本事業の周知はもとより、利用するにあたっての課題の把握に努め本事業の継続性についても、改善すべき点があれば改善し利用促進に努めます。	保健福祉部	長寿社会課
39	評価	221	市では、養護老人ホームの入所措置が必要な申請者に対して適切に対応を行っており、評価できる。	評価	－	保健福祉部	長寿社会課
40	意見	221	市においては、高齢者人口はすでにピークを迎えている一方、高齢独居老人は増加傾向である。そのため、養護老人ホームへの措置申出者が増加した場合の検討や、入所率の低下を受けた施設の経営維持のための検討も必要になる可能性もある。今後も措置が必要な者の状況を注視し、適宜に適切な対応をすることが必要である。	検討中	今後の申請者数の動向を注視しつつ、市内養護老人ホームの状況も伺いながら必要な措置を講じていきます。	保健福祉部	長寿社会課
41	意見	222	時代の変化とともに、養護老人ホームの役割も変化していき、また、新たな課題も出てきているようである。予算や法律の問題もあり、佐世保市だけで解決できる問題ではない部分もあろうかと思われ、地方の実情を県や国などに訴えていくことも必要であろう。	検討中	国や県の通知に基づいて業務を遂行しつつ、国や県の対応が必要なことがあれば、意見・要望を聴取された際に伝えていくようにします。	保健福祉部	長寿社会課
42	評価	227	生活支援サービスの体制整備事業においては、委託業務を効率的に管理できるよう書式が統一され内容も適宜改訂されているようであり、評価できる。今後も、課題は変化していくと考えられるので、協議体から上がってきた課題等を適切に分析し、業務を推進していくことが望ましい。	評価	－	保健福祉部	長寿社会課
43	意見	232	認知症サポーターについては令和４年度から山澄包括地域をモデル地区として養成を開始したものであり、まだ、問題点等の抽出が困難な時期であるといえる。今後の事例集積等を経て、よりよい制度になるよう今後も引き続き対応していくよう期待する。	検討中	認知症サポーター養成講座を受講した市民に対し、ステップアップ講座を実施し、認知症の人やその家族のニーズに合った支援を目的としてチームオレンジ構築を推進しております。 現在、山澄包括地域では既存の組織を活用しながら、チームオレンジの構築を強化しており、併せて他の地域でもチームオレンジ設置数を経年的に増やしていくことを目標に掲げており、事業の委託先である福祉活動プラザや関係機関である地域包括支援センター等との連携を強化し、取り組みを推進していきます。	保健福祉部	長寿社会課
44	評価	237	高齢者に係る緊急通報システム事業において、市は現状でできるだけのことをしており、評価できる。	評価	－	保健福祉部	長寿社会課
45	意見	237	高齢者に係る緊急通報に関しては、今後、民間の様々なサービスが充実していくと考えられるところ、市としては状況を注視し、本事業を継続する必要があるか、継続する場合どのようなサービスを提供していくのか等を適宜判断、対応していくべきである。	検討中	民間が提供しているサービスの内容を注視しながら、民間サービスでは不足している部分がないか、事業を継続する必要があるかを検討していきます。	保健福祉部	長寿社会課
46	意見	244	市の介護保険料（普通徴収分）の徴収率においては、令和６年度は前年度から３.６５ポイント改善している。また令和５年度においても、滞納繰越分でみると収納率は中核市平均を大きく上回っていることから、滞納処分を強化したことの効果が現れているものと考えられる。差押のマニュアルを活用し、さらなる徴収率のアップを目指して頂きたい。	対応済	ご意見のとおり、２０２４（令和６）年度の徴収率は前年度から改善しており、滞納処分強化の効果が現れているものと認識しております。差押マニュアルの活用や滞納整理の早期着手を徹底し、より一層の処分強化を図り、さらなる徴収率向上に努めてまいり所存です。	保健福祉部	長寿社会課

No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当部局	担当課
47	意見	256	介護の認定調査に関し、調査票の記載の質の向上や均質化のための取り組みは十分になされている。もっとも、申請書の立場から要望等があっても全てこれを訴えるわけではないから、市が認識できていない可能性はある。 申請者を対象にした認定調査に関するアンケートなどを実施することで、申請者の要望等を把握し、その原因を分析することは、さらに充実した認定調査・質の向上に資すると考える。	措置中	監査員の意見について、「申請者の要望等が調査結果に反映できていない場合があるのではないか。」と理解しました。 介護認定調査においては、その人が今、どれくらいの介護の手間を必要としているかを身体や精神状態を客観的に調査する必要がある、本人や家族の要望で介護認定結果が左右されることは無いと考えております。 しかし、本人の現在の困りごとや必要とする支援を把握する必要がある、認定調査において傾聴する能力や介護の手間を見極める力を研修や調査員間の意見交換を通して高めてまいります。	保健福祉部	長寿社会課
48	意見	260	令和６年度の市における要介護認定申請受付から認定までの年平均日数は３０.６日であるが、月毎に見れば３０日を大きく超過している月もある。また、認定の申請件数は今後も増加見込みとされており、認定調査についても定員を欠く状況はいつでも生じうる。よって、今後さらに認定までの日数が超過してしまう状況は十分考えられるところである。したがって、市として属人的な要素に左右されないよう、さらなる認定期間短縮のための体制を構築することは有意義であると考ええる。 例えば、要介護認定業務に関するＤＸ化により１.５次審査の手間と時間を短縮することが期待できるし、審査会の資料作りといった事務作業の負担、費用も軽減できる。ＤＸ化のデメリット、導入のコストも考慮する必要はあるが、ＤＸ化を導入している他の自治体も参考にされるなどして、可否を検討されたい。	検討中	認定調査におけるタブレットの導入や作成された審査資料のＡＩの活用、認定審査会における資料の電子化等、認定期間短縮への効果は高いと考えています。 現在、国は、市町村と介護事業所、医療機関といった関係者が主治医意見書等の情報を共有、活用できる介護情報基盤の整備をすすめており、本市においては、令和１０年秋を目途に整備することとしています。 介護認定に係るＤＸ化については、認定審査会委員の理解も必要であり、他の自治体の状況を参考にしながら導入に向け検討しているところです。	保健福祉部	長寿社会課
49	意見	263	介護の認定に緊急を要する場合は特別な取扱いが可能であることについて、市のホームページや令和６年度の介護保険サービスガイド（通常版）には記載が無く、情報にアクセスすることが出来なかった。 よって、申請者がこのような特別の取扱いが可能であることを知らず、「申し出」がなされない懸念があることから、市の要介護認定申請のページなど申請者が容易にアクセスできるところに、身体状況等により認定に緊急を要する場合は申し出るよう、明示すべきである。	措置済	現在、がん末期等の認定に緊急を要する場合は、認定を急ぐ特別な取り扱いを行っており、その取扱いについては、介護支援事業所や医療機関等に対し、周知しているところです。 この度の意見を受け、市のホームページに記載し、申請者が容易にアクセスできるよう明示しました。	保健福祉部	長寿社会課
50	意見	266	障がい者の「６５歳の壁」問題については、現在も解決に向けて議論や取り組みがなされている途中であるが、問題点およびその対応について整理し、６５歳になった障がい者の方に不利益が及ばないような体制を対応可能な範囲で構築していただきたい。	維持	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について（平成19年3月28日障企第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）等に基づき、個々の実態に即した適切な運用に努めています。	保健福祉部	障がい福祉課

No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当部局	担当課
51	意見	277	市が指定事業者等に対して、指定取消処分や指定の効力の停止処分を行うに当たっては、これらは行政手続法上の不利益処分にあたり同法の適用を受けることから、同法の規定や市の行政手続に関する条例・規則のほか、判例法理も含めた解釈を正確に理解しておく必要がある。 不利益処分は行政の恣意的な判断は許されないほか、手続きも公正である必要があり、これらに不備があれば、処分の取消訴訟、市に対する国家賠償法に基づく損害賠償請求がなされるおそれもある。 したがって、市の職員は定期的に異動があるところ、担当課の職員が変わっても常に瑕疵のない行政手続・処分がなされるよう、上記法令・判例法理のアップデート及び周知等について、努められたい。	維持	行政手続法上の不利益処分を行うにあたり、行政の恣意的な判断は許されないほか、手続きも公正であること、また、行政手続に関する条例・規則のほか、判例法理も含めた解釈を正確に理解することの必要性については、本市も同様に認識しております。 本市では、行政手続法・行政不服審査法・行政事件訴訟法の逐条解説・質疑応答・チェックリストを収録した実務解説「知っててよかった 行政手続・争訟実務Web」（第一法規）を導入し、職員が通常の業務において容易にアクセスする環境を整えることで、制度への認識を深める一助となっているものと評価しています。 また、行政手続法上の取り扱いについて、総務部総務課に相談があれば、助言や役立つ関連書籍等の紹介など、伴走型で支援を行うようにしております。 不利益処分を行うに際しては、引き続き総務部総務課と所管課との連携を密にし、適正かつ慎重に手続きを進めるとともに、常によりよい事務処理体制の構築に取り組んでいきます。	総務部	総務課
52	意見	278	小規模多機能型居宅介護事業者に対して指名の全部効力停止処分を行った案件（令和４年）において、介護報酬及び加算金１３２２万５００６円が全額不納欠損処分となっているが、全額が未回収というのは深刻な結果と言わざるを得ず、財産調査のタイミングや方法などに問題が無かったかの検証を行うべきである。改善点については、将来類似事案が発生した場合に備えて共有、引き継ぎを確実に行うべきである。	対応済	当該事業者については、人員基準欠如等で給付費の返還請求を行ったもので、結果として回収できず不納欠損となったものです。 行政処分後早期の段階で、代表者や周辺への聞き取り等である程度財産の状況を把握しており回収は困難な状況でした。その後の調査により資金の移動は行われておらず、不納欠損はやむを得ないと判断しております。 今後も、同様のケースがあれば、速やかに財産状況を調査し、必要に応じて差し押さえを行う等、不納欠損にならないよう努めたいと考えております。	保健福祉部	長寿社会課
53	意見	278	小規模多機能型居宅介護事業者に対して指名の全部効力停止処分を行った案件（令和４年）において、聴聞に関する決裁書には、聴聞主宰者の選定について、公平性の観点から監査に直接携わる指導監査課及び長寿社会課職員からは選任せず、保健福祉政策課からの選任が妥当であると判断した旨の記載がなされていたが当該職員が行政手続法第１９条第２項の除斥事由に該当していないことについては明記されていなかった。当該職員が除斥事由に該当していないかについても書面等により確認の上、選定すべきである。	措置済	聴聞主宰者の選定にあたり、本事例においても行政手続法第１９条第２項の除斥事由に該当しないことについて確認を行っていると考えます。しかし、決裁書にはその確認について明記されていなかったことから、ご意見のとおり、今後は除斥事由に該当しないことを書面等により十分に確認を行い、起案書においても明確に記載を行います。	保健福祉部	指導監査課
54	意見	279	小規模多機能型居宅介護事業者に対して指名の全部効力停止処分を行った案件（令和４年）において、決裁書には処分通知書を当事者に交付する際「受領書」を徴収する旨記載されていたものの、実際は処分通知書を事業者に手渡ししたことが分かる対応記録があるとのことであった。 不利益処分の理由の提示は法定の手続きであり（行政手続法第１４条）、原則として当事者が処分通知書を受領した日の翌日が不服申立て期間の起算日となることから、当事者がいつ受領したかは重要な情報である。したがって、当事者に直接処分通知書を交付した場合は、確実に受領書を徴収することを徹底すべきである。	措置済	本事例においては、処分通知書を交付する際に「受領書」を徴収するとしていたにもかかわらず、処分通知書を手交したとの記録が保管されているのみであったことから、ご意見のとおり、今後は処分通知書を交付する際には確実に受領書を徴収するよう徹底します。	保健福祉部	指導監査課

No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当部局	担当課
55	意見	279	小規模多機能型居宅介護事業者に対して指名の全部効力停止処分を行った案件（令和４年）において、聴聞調書には、聴聞への出席者がなかったこと及び出頭しなかったことについて正当な理由がないことにつき当事者本人に電話確認済みとの記載がなされていた。市行政手続条例第２３条第１項により聴聞を終結する場合は、当事者が出頭しなかったことに正当な理由がないことが要件となっているが、具体的事実によってはそれが正当な理由にあたるか否か争いとなる余地がある。よって、当事者と電話によるやり取りがなされた場合は、その内容を電話録取書などに記録しておき、その具体的事実を聴聞調書に記載するか、少なくとも調書と一体のものとして保管すべきである。	措置済	本件においては、佐世保市行政手続条例第23条第１項に定めるとおり「正当な理由がない」ことを確認しており、適切に対処できていたと考えております。 しかし、「電話確認済み」のみの記録だけでは、事後に「正当な理由がない」ことを検証する場合に、ご意見のとおり争いとなる余地が出てくるものと考えます。今後は当事者とやり取りがなされた場合は、その具体的事実を記録し、聴聞調書等と一体のものとして保管するようにします。	保健福祉部	指導監査課
56	意見	281	市内の入所施設数１７９施設に対して、介護相談員受入施設は２３施設にとどまっている。介護相談員は利用者と施設との橋渡しを行う役割を担い、介護施設等のサービス向上に直接つながる重要な事業である。しかしながら、担当課によると介護相談員の人数は年々減少し、高齢の方も多くおられ訪問施設を増やせない状況であるとのことである。訪問施設を増やせるよう、介護相談員（特に若い世代の方）を増やすべく、広報等について取り組んでいただきたい。	維持	介護相談員の高齢化などによって、人員が減ってきている状況。月一回の介護相談員による定例会を開催しており、その中で各人がどのように取り組みを行っているか認識の確認などを行っています。 また、年に１回の他都市への研修も行っているため、他都市の状況を聞いてよいところは取り込み、削れるところは削っていった、介護相談員が業務しやすい環境を作り、増員を目指して、少しでも多くの施設に回れるよう努めてまいります。	保健福祉部	長寿社会課
57	意見	286	老人クラブの活性化を目標に掲げているが、具体的な取り組みは補助金交付に見合った効果が挙げられているかも判然としない。市としても補助金交付の継続のみを前提とするのではなく、活動内容の多様化や他の地域活動との連携を促進しつつ、支援の在り方について再検討していただきたい。	措置中	老人クラブについては、全国的な逡減傾向と同じく、本市でも減少が続いています。そのため、クラブ数・会員数を算定根拠とする市からの補助金も減少しており、市老人クラブ連合会事務局の運営もままならない状況から、令和7年6月に市長への補助増額要望をなされています。 本市としては、本補助金交付により高齢者の仲間づくりの一助となり、引きこもり等を防止できることが一定の支援効果と考えていますが、そのためには一定規模の組織維持が不可欠であり、ご指摘のとおり、クラブ数・会員数の増を目指し、取り組みの活性化や活動内容の多様化をはかるべく、そのための協議を続けています。 令和8年度には、新たに「持続可能な市老連組織育成補助金」を創設し、運営経費を縮減しつつ、活動を活性化するための組織改革に着手することとしています。	保健福祉部	健康づくり課
58	意見	298	市は、高齢者を含むすべての市民の文化活動参加を謳っているが、高齢者と若年者では同じ文化芸術であっても好みの傾向は異なると推測される。高齢者の文化活動参加を促すことを目的に掲げるのであれば、高齢者を対象とした文化活動支援事業を実施することを検討していただきたい。	維持	高齢者を対象とした文化活動促進への支援としては、佐世保市老人クラブ連合会と協力し、絵、書、手芸品等、様々な高齢者の創作品をひろく展示する「シルバー作品展」の実施や、歌や踊り等を披露する「老人演芸大会」の開催を行っており、高齢者の嗜好に合わせた支援が一定出来ているものと判断しています。 また、市では誰もが文化芸術に触れられる環境づくりを目指しており、子どもから高齢者まで様々なニーズに対応した文化事業を提供しています。高齢者に関しては、アウトリーチ事業として福祉施設での落語の公演なども行っており、今後もニーズを踏まえ事業を実施してまいります。	保健福祉部 文化スポーツ部	健康づくり課 文化国際課

No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当部局	担当課
59	意見	299	市は、高齢者を含むすべての市民のスポーツ参加を謳っているが、高齢者はスポーツ活動への参加を促すに際しても特別の配慮が必要となると考えられる。佐世保市として、高齢者のスポーツ参加を促すことを目的に掲げるのであれば、高齢者を対象としたスポーツ参加支援事業を実施することを検討していただきたい。	維持	高齢者を対象としたスポーツ活動促進への支援としては、体育文化館横に「屋根付きゲートボール場」を設け開放しています。その他、佐世保市老人クラブ連合会と協力し、体力測定を通じ、自身の体力に応じた運動知識の取得を目指す事業や、身近な運動としての、各地区でのウォーキング推進事業等を展開しています。 高齢者の運動機能に対する配慮については、全市民を対象とした生涯スポーツ推進の観点から、すでに「ニュースポーツ普及講習会」や「スポーツマンズ競技大会」等を通じて安全に参加できる環境を提供しています。 今後も、高齢者も含めた多世代が共に交流できるよう、eスポーツを含めた既存の事業枠組みの中で参加支援を行ってまいります。	保健福祉部 文化スポーツ部	健康づくり課 スポーツ振興課
60	意見	300	敬老特別乗車証制度については、佐世保市の財政状況が厳しいことや今後の高齢者人口の推移を考えると、支援制度の必要性は認められるものの、定期的に費用対効果や適切な支援内容を慎重に検証し、将来的に持続可能な制度内容をさらに検討する必要があると考える。	措置中	敬老特別乗車証制度の見直しにおいては、令和5年度に市民アンケートを行って以降、令和7年度には保健福祉審議会に対し、制度の在り方について諮問し、答申を受けたところです。 議会からのご指摘もあり、市民の声を聴くべく令和8年度には各自治協での懇談や市民アンケートを予定しています。その後、市民の意見を集約し、見直しの内容について検討を進める予定としております。	保健福祉部	健康づくり課
61	意見	303	社会福祉協議会が運営するボランティアセンターにおける登録ボランティア数はほぼ横ばいであるため、新規登録を促すべく市としても積極的に広報等の支援を行うべきである。活動希望数と活動依頼数には大きな隔たりがあり、十分に機能しているとは言い難い。今後は、ボランティア需要と供給を適切に把握し、需要が高い部分に対応可能な人材確保に努めていただきたい。	維持	社会福祉協議会が運営するボランティアセンターにおいては、登録ボランティアの継続活動を重視しており、広報活動についても社会福祉協議会と連携して実施しているところです。ボランティア需要と供給のマッチングについては、市・社協が連携した広報活動の実施、若年者層への情報発信等の取り組みを行っており、引き続き状況を注視してまいります。	保健福祉部	長寿社会課
62	評価	310	町内会会長向けの研修については、アンケートを実施し、意見を取り入れ内容等の改善を試みており、評価することができる。	評価	－	市民生活部	コミュニティ・協働推進課
63	意見	310	町内会会長向けの研修については、今後も内容の改善を試みると共に、オンライン参加を実施するなど、参加率向上に向けた取組を行っていただきたい。	維持	町内会長研修会は、町内会の運営支援の一環として、主に新任の町内会長様を対象に開催しており、令和7年度においては、市内7か所で9回実施し、134名の参加がありました。 研修内容については、行政への手続関係を中心として、基本的な事項に特化しながら、時勢に応じた項目も説明しています。 なお、町内会長研修会については、アンケート結果等を基に毎年改善を図っており、令和7年度のアンケート結果として、開催時期及び開催日程等が「適切」との回答が8～9割と高い値となっております。 また、オンライン対応について、やむを得ず参加できなかった方のため、研修動画や資料を市ホームページでも公開しており、いつでもご視聴できるようにいたしております。 今後ともアンケート結果やさまざまなご意見を踏まえながら、研修の改善に努めてまいります。	市民生活部	コミュニティ・協働推進課

No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当部局	担当課
64	評価	313	コミュニティセンターは地域活動の基盤としての役割を担っておりその存在意義は大きい。佐世保市地域コミュニティ推進計画（第3期）では、現状の分析と課題の検討を丁寧に行っており、評価できる。今後とも、同計画に掲げた成果目標達成のため具体的な施策に取り組んでいただきたい。	評価	－	市民生活部	コミュニティ・協働推進課
65	評価	318	シルバー人材センターについては、令和5年度と比較すると、受注延件数こそ減少したものの、契約金額は上昇し黒字決算で終えており、会員自らが受注開拓に関与する体制づくりを進めるなど、安定経営のための努力が垣間見える。また、インボイス制度、フリーランス新法に対応するため、契約変更などの手続きを行っており、遵法意識の高さも伺える。	評価	－	経済部	商工労働課
66	意見	319	市のシルバー人材センターへの支援活動としては、実質的には補助金を交付するのみであるが、それも年々減少傾向にある。補助金交付の目的と成果指標を明確化し、就業機会の拡大や会員定着への効果を検証する仕組みを構築する必要がある。シルバー人材センターはシルバー人材の活用の要であるから、市として、補助金の適正な交付及び広報活動の支援等、包括的な支援活動を行っていただきたい。	検討中	会員数が減少している背景としては、企業の定年年齢の引上げにより就業を継続される方が増えていることに加え、会員の平均年齢が上昇していることから、病気や死亡による退会者数が入会者数を上回っている状況がございます。 市といたしましては、シルバー人材センターの安定した事業運営を図るため、事業運営補助金を交付しているほか、会員募集や業務依頼に関する情報を、市ホームページや広報誌などを通じて発信しているところでございます。 会員の定着につきましては、今後、その効果や取組状況を検証しながら、より良い仕組みづくりに向けて検討を進めてまいりたいと考えております。	経済部	商工労働課
67	意見	321	市内の中心市街地における重点整備地区内の主要な路線の既存道路（特に歩道）に関して、十分なバリアフリー化が行われているとは感じられない箇所も多い。関係機関及び利用者との十分な協議の上、早急に実施すべきではないか。	維持	佐世保市内中心市街地における重点整備地区内のバリアフリー化については、歩道整備や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、各種事業を関係者と協議・調整を行い、国や県を含め各道路管理者において実施してきたところであり、主要な路線の整備については、概ね完了している状況です。 現在も関係団体との意見交換を定期的に行い、適宜対応を行ってきておりますが、今後も引き続き、市民や関係団体などからの相談や要望があった際には、警察をはじめとする関係機関や利用者の皆様と十分に協議を行い適切に対応することで、誰もが安全で快適に通行できる歩行空間の確保に努めていきます。	土木部	道路維持課
68	評価	324	高齢者の求める暮らし方は多様化しており、それに対するサービスもまた多様化している。市においては、サービス付き高齢者向け住宅について現状できうる限りの情報提供などを行っており、評価できる。今後も様々な担当部局や委託先と連携して適切な暮らし方を案内できるよう努めていくことを期待する。	評価	－	都市整備部	住宅政策課
69	評価	328	運転免許証の自主返納に関する市のホームページの内容は、行政として説明できる内容として過不足ないものであり、評価できる。また、閲覧数も増加傾向にあり、評価できる。今後も、随時最新の情報を提供できるように、広報内容の検討を続けていってほしい。	評価	－	市民生活部	市民安全安心課

No.	区分	ページ (本編)	評価・意見の概要	対応 状況	措置内容・意見等に関する見解など	担当部局	担当課
70	意見	331	出前講座時のアンケートから、消費生活ニュースの認知度に比して消費生活センターの認知度は低い傾向にあった。ホームページで紹介されている悪徳商法等の内容については、市民の啓発のために重要なものであるといえる。今後は、消費生活センターやホームページに掲載していることなどの広報に力をいれていくべきではないかと思料する。	措置済	消費生活センターやホームページに掲載していることなどの広報に力をいれていくべきではないかとのご意見をいただいたことから、紙媒体での町内回覧により認知度が高い「消費生活ニュース」を活用して、消費生活センター自体の周知やホームページに詳しい記述があることの広報が図れるよう、最新号の原稿に反映しました。 また、出前講座の開催時に、これまで参加者だけに配付していた当センターのチラシを、今後は講座を開催した地域の方々にも広くご覧になっていただけるよう、追加してお届けすることに改めました。 今後、様々な機会を活用して広報周知の取り組みを進めてまいります。	市民生活部	市民安全安心課 (消費生活センター)
71	評価	343	あたご荘利用者のアンケート結果は概ね良好であり、事業内容についても特に問題は見当たらない。広報についても利用者層を意識した対応がなされており、評価できる。今後も利用者のニーズに応じて適切に事業を実施していただきたい。	評価	－	保健福祉部	健康づくり課
72	意見	344	あたご荘は築４０年を迎え、全体的に老朽化が目立っている。財政上の理由から全面的な改修は難しいと思われるが、出入り口など人の出入りが多い場所の老朽化は、利用者や従業員の生命身体に危険を生じかねないものであることから、適切な補修ができるよう佐世保市としても支援をすべきである。	措置済	利用者の生命財産に係る案件については予算調整の中で優先的に取り扱っており、令和８年度予算において、施設運営補助金の中に当該箇所についての修繕費は計上し、補助額の中に含めております。	保健福祉部	健康づくり課
73	評価	352	山澄地域包括支援センターの運営について、特に問題となる点は見当たらない。カスタマーハラスメント対策を実施するなどコンプライアンスの観点からも問題ない。市の支援についても、各種指針・マニュアルを作成し、方針に沿った事業運営がなされているかという観点から適切に評価がなされている。	評価	－	保健福祉部	長寿社会課